

定款

第1章 総 則

(商 号)

第1条 当会社は、タイガースポリマー株式会社と称する（英文ではTIGERS POLYMER CORPORATIONと表示する）。

(目 的)

第2条 当会社は、次の事業を営むことを目的とする。

- (1) ゴム製品の製造および販売業
- (2) 合成樹脂製品の製造および販売業
- (3) 上記以外の材料によるホースの製造および販売業
- (4) 前各号を製造するプラントの製作および販売業
- (5) 各種金型の製作および販売業
- (6) 前各号に関連する技術の供与および指導ならびに受託調査
- (7) 電熱電機器具の製造および販売業
- (8) 土地、建物などの賃貸および管理
- (9) 前各号に付帯する一切の業務

(本店の所在地)

第3条 当会社は、本店を大阪府豊中市に置く。

(機 関)

第4条 当会社は、株主総会および取締役のほか、次の機関を置く。

- (1) 取 締 役 会
- (2) 監 査 役
- (3) 監 査 役 会
- (4) 会 計 監 査 人

(公告方法)

第5条 当会社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることのできない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。

第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当会社の発行可能株式総数は、8,000万株とする。

(自己の株式の取得)

第7条 当会社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって市場取引等により、自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当会社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について次に掲げる権利以外の権利行使することができない。

- (1) 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- (2) 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- (3) 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利
- (4) 次条に定める請求をする権利

(単元未満株式の買増し)

第10条 当会社の株主は、株式取扱規定に定めるところにより、その有する単元未満株式の数と併せて単元株式数となる数の株式を売り渡すことを請求することができる。

(株主名簿管理人)

第11条 当会社は株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定める。
3. 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置きその他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は、これを株主名簿管理人に委託し、当会社においては取り扱わない。

(株式取扱規定)

第12条 当会社の株主権行使の手続きその他株式に関する取扱いは、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規定による。

第3章 株主総会

(招 集)

第13条 当会社の定時株主総会は、毎年4月1日から3ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要がある場合に隨時招集する。

(定時株主総会の基準日)

第14条 当会社の定時株主総会の議決権の基準日は、毎年3月31日とする。

(招集権者および議長)

第15条 株主総会は、代表取締役がこれを招集し、議長となる。

2. 代表取締役が複数の場合または代表取締役に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、先順位の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(電子提供措置等)

第16条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(決議の方法)

第17条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第309条第2項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第18条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主1名を代理人として、その議決権を行使することができる。

2. 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第19条 株主総会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。

第4章 取締役会および監査役会

(取締役会の招集)

第20条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し、議長となる。取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

2. 取締役会の招集は会日の4日前に、書面で各取締役および各監査役に通知を発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。
3. 取締役会は取締役全員および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(取締役会の決議方法)

第21条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもってこれを行う。

(取締役会の決議の省略)

第22条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があつたものとみなす。

(取締役会の議事録)

第23条 取締役会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。議事録には、出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(取締役会規定)

第24条 取締役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、取締役会で定める取締役会規定による。

(監査役会の招集)

第25条 監査役会の招集は会日の4日前に、書面で各監査役に通知を発する。ただし、緊急の場合には招集期間を短縮し、または口頭でこれに代えることができる。

2. 監査役会は監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないでこれを開催することができる。

(監査役会の決議方法)

第26条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもってこれを行う。

(監査役会の議事録)

第27条 監査役会の議事については、その経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を議事録に記載または記録する。議事録には、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名を行う。

(監査役会規定)

第28条 監査役会に関しては、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、監査役会で定める監査役会規定による。

第5章 取締役および監査役

(員 数)

第29条 当会社に取締役12名以内、監査役4名以内を置く。

(選任方法)

第30条 取締役および監査役は、株主総会の決議によって選任する。

2. 会社法第329条第3項の規定に基づき、法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、株主総会において補欠の監査役を選任することができる。
3. 前二項の選任決議は、議決権を行使できる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
4. 取締役の選任決議は累積投票によらないものとする。

(取締役の解任方法)

第31条 取締役は、株主総会の決議によって解任することができる。

2. 前項の解任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の過半数を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う。

(任期)

第32条 取締役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 前項に関わらず、選任されたときに他の取締役が在任している場合、選任された取締役の任期は当該他の取締役の任期の満了するときまでとする。
3. 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。
4. 任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。
5. 第30条第2項の補欠監査役の選任に係る決議が効力を有する期間は、当該決議後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の開始のときまでとする。
6. 前項の補欠監査役が監査役に就任した場合の任期は、退任した監査役の任期の終了するときまでとする。ただし、補欠監査役選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときを超えることができないものとする。

(代表取締役および役付取締役)

第33条 取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。

2. 取締役会は、その決議によって、取締役会長、取締役副会長、取締役社長各1名、専務取締役、常務取締役、取締役相談役各若干名を定めることができる。

(常勤の監査役)

第34条 監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。

(報酬等)

第35条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下「報酬等」という）および監査役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

(取締役の責任免除)

第36条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる取締役（取締役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金1,000万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

(監査役の責任免除)

第37条 当会社は、会社法第426条第1項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

2. 当会社は、会社法第427条第1項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、金500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

第6章 会計監査人

(選任方法)

第38条 会計監査人は、株主総会の決議によって選任する。

(任期)

第39条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結のときまでとする。

2. 会計監査人は、前項の定時株主総会において別段の決議がされなかったときは、当該株主総会において再任されたものとする。

(報酬等)

第40条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査役会の同意を得て定める。

第7章 計 算

(事業年度)

第41条 当会社の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(剰余金の配当)

第42条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の株主名簿に記載または記録されている株主または登録株式質権者に対して行う。

(中間配当)

第43条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年9月30日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金の除斥期間)

第44条 配当財産が金銭である場合は、その支払開始の日から満3年を経過してもなお受領されないとときは、当会社はその支払義務を免れる。

第8章 買収防衛策

(株式の大量買付行為等に関する対応策導入等)

第45条 当社の株式の大量買付その他これに類似する行為またはその提案行為(以下「買付等」といい、買付等を行う者を「買付者等」という)に関する対応策(以下「対応策」という)の導入、継続、変更および廃止は、取締役会のほか、株主総会においても決定することができる。

2. 前項に定める対応策の導入、継続、変更および廃止とは、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するために、当社の発行する株式その他の権利の買付等に関して、当該買付者等が遵守すべき手続きおよびこれに違反する買付等または当社の企業価値および株主の共同の利益を著しく害するおそれのある買付等に対する対抗措置等を当社が定め、その適用を継続し、内容を変更し、または廃止することをいう。

(新株予約権無償割当に関する事項)

第46条 新株予約権無償割当に関する事項については、取締役会の決議のほか、株主総会または株主総会の決議による委任に基づく取締役会の決議により決定する。

第9章 附則

(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)

第1条 定款第16条の変更は、会社法の一部を改正する法律(令和元年法律第70号)附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日(以下「施行日」という)から効力を生ずるものとする。

2. 前項の規定にかかわらず、施行日から6ヶ月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、定款第16条(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)は、なお効力を有する。
3. 本附則は、施行日から6ヶ月を経過した日又は前項の株主総会の日から3ヶ月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。

2022年6月21日改訂